

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省大臣官房政策金融課）

項 目 名	東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長								
税 目	印紙税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第47条第1項、同法施行令第37条第1項第4号・第5号、第2項第2号・6号）								
要 望 の 内 容	<p>【株式会社日本政策金融公庫等に係る措置】</p> <p>（措置対象） 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等</p> <p>（措置内容） 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）及び株式会社日本政策投資銀行（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第37条第1項第5号にいう指定金融機関）が、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、東日本大震災復興特別会計が、復興・創生期間後の当面5年間（令和7年度まで）継続されることを踏まえ、当該適用期限を5年間（令和7年度まで）延長することを要望する。</p>								
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ － 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	－ 百万円	（制度自体の減収額）	－ 百万円	（改正増減収額）	（ － 百万円）	
平年度の減収見込額	－ 百万円								
（制度自体の減収額）	－ 百万円								
（改正増減収額）	（ － 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災により直接・間接的に被害を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、被災中小企業者等の資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>令和元年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間後の基本方針」において、産業復興の加速化として、「製造品出荷額等は、沿岸部の地方公共団体間で回復の状況に幅があること等を踏まえ、販路の確保・開拓や人材の確保について、地域の実情・課題に応じて、適切な事業者支援のあり方の検討が必要である」とされており、復興庁の設置も10年間延長されたところ。</p> <p>東日本大震災により直接・間接的に被害を受けた中小企業者等の事業の復興を支援するには、引き続き、被災地域の事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の復興状況にあわせて、被災地の資金需要に適切に対応していく必要がある。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
		政策の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接的な被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付け等を行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。（指標：貸付実績）
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接的な被害を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接的な被害を受けた中小企業者等への資金繰りの支援に寄与している。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	（株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）） 令和3年度：847件 （株式会社日本政策投資銀行（危機対応業務）） 令和3年度：0件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により直接・間接的な被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和2年度における予算上の措置は、下記のとおりである。 （一般会計） ・危機対応円滑化業務補助金：76,490千円 ・危機対応円滑化業務補給金：940千円 （東日本大震災復興特別会計） ・株式会社日本政策金融公庫出資金：2,700,000千円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、東日本大震災により直接・間接的な被害を受けた中小企業者等に対して、「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
要望の措置の妥当性		当該措置は、東日本大震災の被災者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も東日本大震災に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○平成 23 年 3 月 11 日以降の減収額（推計）</p> <p>減収額（推計） （単位：件・百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>22,030</td> <td>14,860</td> <td>11,819</td> <td>10,735</td> <td>10,391</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>220</td> <td>149</td> <td>118</td> <td>107</td> <td>104</td> </tr> <tr> <th></th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R1 年度</th> <th>累計</th> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>7,139</td> <td>2,487</td> <td>1,338</td> <td>844</td> <td>81,643</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>71</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>816</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）及び指定金融機関のうち日本政策投資銀行に係るものの合計額。 （※2）H23 年度実績には、H23 年 3 月 11 日～3 月末までの実績を含む。</p>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	適用件数	22,030	14,860	11,819	10,735	10,391	減収額	220	149	118	107	104		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	累計	適用件数	7,139	2,487	1,338	844	81,643	減収額	71	25	13	8	816
		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																
	適用件数	22,030	14,860	11,819	10,735	10,391																																
	減収額	220	149	118	107	104																																
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	累計																																
適用件数	7,139	2,487	1,338	844	81,643																																	
減収額	71	25	13	8	816																																	
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																					
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>非課税措置の適用により、東日本大震災により直接・間接的な被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減に寄与した。</p>																																					
前回要望時の達成目標	—																																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																																					
これまでの要望経緯	<p>本措置は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図る目的で「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。当初から令和 3 年 3 月末が期限となっており、今回初めて延長の要望を行うもの。</p>																																					